

公益財団法人日本ソフトテニス連盟

利益相反ポリシー

(目的)

第1条 公益財団法人日本ソフトテニス連盟（以下「本連盟」という。）は、本連盟の役員及び職員等と本連盟との間で生じうる利益相反を適切に管理し、本連盟の組織運営及び事業執行の客観性、透明性を維持することにより、本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とし、利益相反ポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

(関連当事者)

第2条 本ポリシーにおける規律の対象となる者（以下「関連当事者」という。）は、次の各号に規定する者とする。

- (1) 本連盟定款第25条に規定する理事又は監事（以下「役員」という。）
- (2) その他本連盟が、本ポリシーを適用すべきと判断した者

(利益相反行為)

第3条 本ポリシーにおける規律の対象となる利益相反行為は、次の各号に規定するものとする。

- (1) 本連盟が、関連当事者から、物品、サービスその他の便益（以下「物品等」という。）を購入し、又は譲り受ける行為
- (2) 本連盟が、関連当事者に対し、物品等を販売し、又は提供する行為
- (3) 本連盟が、関連当事者に対し、寄附、助成、補助その他の特別の利益を提供する行為
- (4) 本連盟が、関連当事者の債務を保証し、又は関連当事者の義務を負担する行為
- (5) 前各号に掲げる取引のほか、本連盟と関連当事者の利益が相反するおそれがあると合理的に認められる行為

(利益相反管理体制)

第4条 本連盟は、本ポリシーを関連当事者に周知するものとし、本連盟ホームページへの掲載その他適当な方法により公開するものとする。

- 2 本連盟は、前条各号の利益相反行為について次条に基づいて審議し、相当と認める場合はこれを承認する。
- 3 前項の承認が得られない場合は、本連盟は利益相反行為を行わないものとする。
なお、承認が得られた場合であっても、入札方式等の公正な方法により行うよう努めるものとする。

(判断基準)

第5条 利益相反行為の適正性を判断するに当たっては、当該行為の諸要素（本連盟の損失、関連当事者の得る利益、本連盟と関連当事者の関係、取引の目的及び性質、金額の多寡といった事項を含

むがこれに限らない。)を総合的に考慮して判断するものとする。

(情報開示)

第6条 本連盟は、利益相反に関する情報を、個人情報取扱いに十分に留意した上で、必要な範囲で公表するよう努めるものとする。

(啓発及び相談体制)

第7条 本連盟は、本連盟の役員及び職員等に対し、利益相反に関する意識を醸成するため専門家による研修等を実施する。

2 本連盟は、利益相反窓口を設置し、いつでも相談できる体制をつくる。

(見直し及び改廃)

第8条 本連盟は、国内外の社会情勢の変化及びスポーツ界を取り巻く情勢の変化、又は利益相反の事例や状況等に応じて、本ポリシーの見直しを適宜実施していく。

2 本ポリシーの運用について必要な事項は、理事会が別に定める。

3 本ポリシーの改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本ポリシーは、令和5年10月1日から施行する。